



# 日本サッカー協会選手契約書

## <期限付移籍>

\_\_\_\_\_ (以下「クラブ」という)と \_\_\_\_\_ (以下「選手」という)とは、  
選手がクラブのためにプロ選手としてサッカー活動を行うことに関し、次のとおり契約を締結する。

### 第1条 【誠実義務】

- ① 選手は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「協会」という)およびクラブが加盟するリーグ、連盟等(以下「リーグ等」という)の諸規程を遵守するとともにクラブの諸規則を遵守し、本契約を誠実に履行しなければならない。
- ② 選手は、プロ選手として自己の全ての能力を最大限にクラブに提供するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。
- ③ 選手は、プロ選手として公私ともに日本サッカー界の模範たるべきことを認識し、日本サッカーの信望を損なうことのないよう努めなければならない。

### 第2条 【履行義務】

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- (1) クラブの指定するすべての試合への出場
- (2) クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- (3) クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- (4) クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- (5) クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- (6) クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
- (7) 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- (8) 協会、リーグ等の指定するドーピングテストの受検
- (9) 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- (10) 居住場所に関する事前のクラブの同意の取得
- (11) 副業に関する事前のクラブの同意の取得
- (12) その他クラブが必要と認めた事項

### 第3条 【禁止事項】

選手は、次の各事項を行ってはならない。

- (1) クラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
- (2) 試合、トレーニングに関する事項(試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等)の部外者への開示
- (3) 協会のドーピング防止規程に抵触する行為
- (4) クラブ、協会およびリーグ等の承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加または関与
- (5) 本契約履行の妨げとなる第三者との契約の締結
- (6) クラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合等への参加
- (7) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (8) その他クラブにとって不利益となる行為

### 第4条 【有効期間】

本契約の有効期間は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日までとする。

### 第5条 【報酬】

クラブは選手に対し、次の報酬を支払う。ただし、当該報酬には消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金を含むものとする。

- (1) 基本報酬

金\_\_\_\_\_円 (月額 金\_\_\_\_\_円)

ただし、\_\_\_\_\_月は 金\_\_\_\_\_円

- (2) 変動報酬、その他の報酬についてはクラブと選手が別途合意した基準による。

### 第6条 【費用の負担】

選手がクラブのために旅行する期間の交通費および宿泊費はクラブが負担する。

## 第7条 【休 暇】

選手は、競技シーズン終了後に連続して2週間以上の休暇を受けることができる。ただし、選手は、休暇を休養の目的に利用しなければならない。

## 第8条 【疾病および傷害】

- ① 選手は疾病または傷害に際しては速やかにクラブに通知し、クラブの指示に従わなければならない。
- ② 本契約の履行に直接起因する選手の疾病または傷害につき、クラブの指定する医師が治療ないし療養を必要と認めた場合、その治療に要する費用は、社会保険の自己負担分に限りクラブが負担する。
- ③ 前項の疾病または傷害により、選手が一時的に競技不能となった場合、クラブは、その競技不能の期間中、基本報酬を支払わなければならない。ただし、競技不能の期間中に本契約が期間満了その他の理由により終了したときは、その時点でクラブの支払義務は消滅する。

## 第9条 【選手の肖像等の使用】

- ① クラブが本契約の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等(以下「選手の肖像等」という)を報道・放送において使用することについて、選手は何ら権利を有しない。
- ② 選手は、クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動(以下「広告宣伝等」という)に原則として無償で協力しなければならない。
- ③ クラブは、選手の肖像等を利用してマーチャンダイジング(商品化)を自ら行う権利を有し、また協会、リーグ等に対して、その権利を許諾することができる。
- ④ 選手は、次の各号について事前にクラブの書面による承諾を得なければならない。
  - (1) テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
  - (2) 選手の肖像等の使用およびその許諾(インターネットを含む)
  - (3) 新聞・雑誌取材への応諾
  - (4) 第三者の広告宣伝等への関与
- ⑤ 第3項において、選手個人単独の肖像写真を利用した商品を製造し、有償で頒布する場合、または前項の出演もしくは関与に際しての対価の分配は、クラブと選手が別途協議して定める。

## 第10条 【クラブによる契約解除】

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由が選手において発生した場合、クラブは、選手に対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
  - (1) 本契約の定めに従った場合において、クラブが改善の勧告をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視したとき
  - (2) 疾病または傷害によりサッカー選手としての運動能力を永久的に喪失したとき
  - (3) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
  - (4) 自らの責に帰すべき事由により、本契約の目的に支障をきたす6ヶ月以上の試合出場停止処分を受けたとき
  - (5) クラブの秩序風紀を著しく乱したとき
- ② 前項に基づき本契約を解除したクラブは、選手に対し、解除通知の発信した日の属する月までの基本報酬を支払うものとする。

## 第11条 【選手による契約解除】

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由がクラブにおいて発生した場合、選手は、クラブに対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
  - (1) 本契約に基づく報酬等の支払いを約定日から14日を超えて履行しないとき
  - (2) リーグ等が出場を義務づける試合に正当な理由なく連続して3試合以上出場しなかったとき
  - (3) リーグ等から除名されたとき
- ② 前項に基づき本契約を解除した選手は、本契約の残存期間分の基本報酬を受け取ることができる。

## 第12条 【制 裁】

選手につき次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、クラブは、選手に対し、戒告もしくは制裁金またはこれらの双方を課することができる。

- (1) 出場した試合において警告、退場または出場停止の処分を受けたとき
- (2) クラブの指示命令に従わなかったとき
- (3) クラブの秩序風紀を乱したとき
- (4) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき

## 第13条 【修 正】

本契約は、クラブおよび選手の署名または押印ある文書によってのみ修正され得るものとし、口頭による修正は効力をもたないものとする。

## 第14条 【準拠法】

本契約は、日本法によって解釈されるものとする。

第 15 条 【紛争の解決】

- ① 本契約の解釈または本契約の履行に関してクラブと選手との間に紛争が生じたときは、クラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決する。
- ② 前項の協議を申し入れた後 30 日を経過しても紛争が解決しないときは、クラブまたは選手は、リーグ等または協会の規程の定めにより、リーグ等または協会に紛争解決を求めることができる。

契約締結日：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

本契約の締結を証するため、本書2通を作成のうえ双方記名捺印の上で各1通を保管し、又は本書の電磁的記録を作成のうえ電子署名を施し、各自保管する。

**クラブ**

(住所)

(クラブ名)

(代表者名)

フットボールエージェント（クラブ側）※関与した場合  
(住所)

(氏名)

(FIFA フットボールエージェント No.)

**選 手**

(住所)

(氏名)

印  
(適格請求書発行事業者登録番号)※登録している場合

選手の法定代理人（親権者または後見人）※未成年の場合  
(住所)

(氏名)

フットボールエージェント（選手側）※関与した場合  
(住所)

(氏名)

(FIFA フットボールエージェント No.)

印

印

印